

交通政策審議会海事分科会船員部会
海上旅客運送業最低賃金専門部会 議事次第

平成28年8月4日(木)

15:00 ~ 17:00

3号館10階第6会議室

1. 開 会

2. 議 事

議題1. 専門部会長の選任について

議題2. 海上旅客運送業最低賃金を取り巻く状況について

議題3. 海上旅客運送業最低賃金の改正について

3. 閉 会

海上旅客運送業最低賃金専門部会委員名簿

(敬称略、五十音順)

(公益を代表する委員)

庄司 るり 東京海洋大学大学院海洋科学教授

野川 忍 明治大学大学院法務研究科教授

(関係船員を代表する委員)

平岡 英彦 全日本海員組合中央執行委員

和田 文男 全日本海員組合国内局国内部長

(関係使用者を代表する委員)

江口 清徳 野母商船(株) 常務取締役

黒瀬 康弘 商船三井フェリー(株) 常務取締役 船舶部長

配布資料一覧

資料1	交通政策審議会への諮問について.....	1
	諮問第251号「船員に関する特定最低賃金（全国内航鋼船運航業最低賃金及び海上旅客運送業最低賃金）の改正について」	
資料2	海上旅客運送業最低賃金.....	2
	（平成8年10月30日運輸省最低賃金公示第6号）	
資料3	国内旅客輸送業の概要.....	3
資料4	最低賃金適用対象事業者数、船舶数及び船員数.....	8
資料5	海上旅客運送業船員賃金実態調査.....	9
資料6	海上旅客運送業の最低賃金の改正状況.....	10
資料7	海上旅客運送業に係る労使間協定賃金.....	11
資料8	最低賃金の改正に係る参考資料.....	14
	・海上旅客運送業最低賃金決定状況（地方運輸局長等関係）.....	15
	・費目別、世帯人員別標準生計費（平成27年4月）.....	16
	・消費者物価指数（10大費目）.....	17
	・決定方式、産業別最低賃金の決定件数、適用使用者数及び適用労働者数... ..	18
	・地域別・産業別最低賃金の全国加重平均額.....	19
	・地域別最低賃金額改定の目安の推移.....	20
	・地域別最低賃金額一覧.....	21
	・給与勧告の実施状況等.....	22

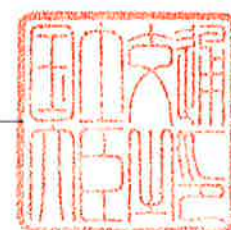
国海員第 103 号
平成 28 年 7 月 13 日

交通政策審議会

会 長 浅 野 正 一 郎 殿

国土交通大臣

石 井 啓



交通政策審議会への諮問について

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 35 条第 7 項の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第 251 号

船員に関する特定最低賃金（全国内航鋼船運航業最低賃金及び海上旅客運送業最低賃金）の改正について

諮問理由

全国内航鋼船運航業最低賃金（平成 8 年運輸省最低賃金公示第 5 号）、海上旅客運送業最低賃金（平成 8 年運輸省最低賃金公示第 6 号）を改正することについて、最低賃金法第 35 条第 7 項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

海上旅客運送業最低賃金

平成 8 年 10 月 30 日 平成 8 年運輸省最低賃金公示第 6 号
 一部改正平成 9 年 10 月 31 日 平成 9 年運輸省最低賃金公示第 5 号
 一部改正平成 10 年 11 月 2 日 平成 10 年運輸省最低賃金公示第 2 号
 一部改正平成 13 年 11 月 1 日 平成 13 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
 一部改正平成 26 年 3 月 3 日 平成 26 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
 一部改正平成 26 年 11 月 20 日 平成 26 年国土交通省最低賃金公示第 4 号
 一部改正平成 27 年 12 月 2 日 平成 27 年国土交通省最低賃金公示第 2 号

1 適用する地域

全国

2 適用する使用者

船員法（昭和 22 年法律第 100 号）第 1 条に規定する船舶であって、旅客運送の用に供するもののうち、次の各号に掲げる船舶の所有者（船員法第 5 条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

(1) 遠洋区域を航行区域とする船舶

(2) 近海区域を航行区域とする船舶

(3) 沿海区域を航行区域とする総トン数 100 トン以上の船舶（その航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で 2 時間以内に往復できる区域に限定されている船舶を除く。）

3 適用する船員

前項の使用者に雇用されている船員であって、同項の船舶に乗り組む職員（船長を含む。以下同じ。）及び部員

4 前項の船員に係る最低賃金額（月額）

(1) 職員（事務部職員を除く。）

242,050 円

(2) 事務部職員

187,950 円

(3) 部員

180,600 円

5 最低賃金に算入しない賃金

(1) 通常の労働日以外の日の労働及び通常の労働時間を超えた時間の労働に対し支払われる割増手当及びこれらの労働に対応する部分の能率給、歩合給など

(2) 夜間の労働に対し支払われる夜間割増賃金

(3) 臨時的に行う通常の労働以外の労働に対し支払われる作業手当、荷役手当、欠員手当など

(4) 予期していない事由に基づき支払われる災害の場合の一時金及び支給条件はあらかじめ確定されているが、支給事由の発生が不確定であり、かつ、まれに支払われる結婚手当、退職手当など

(5) 1 か月を超える期間毎に支払われる夏期・年末手当、賞与、その他これに準ずる賃金

(6) 通勤手当及び実費弁償として支払われる交通費、旅費、その他これに類するもの

附 則（平成 27 年国土交通省最低賃金公示第 2 号）

この公示は、平成 28 年 1 月 1 日から効力を生ずる。

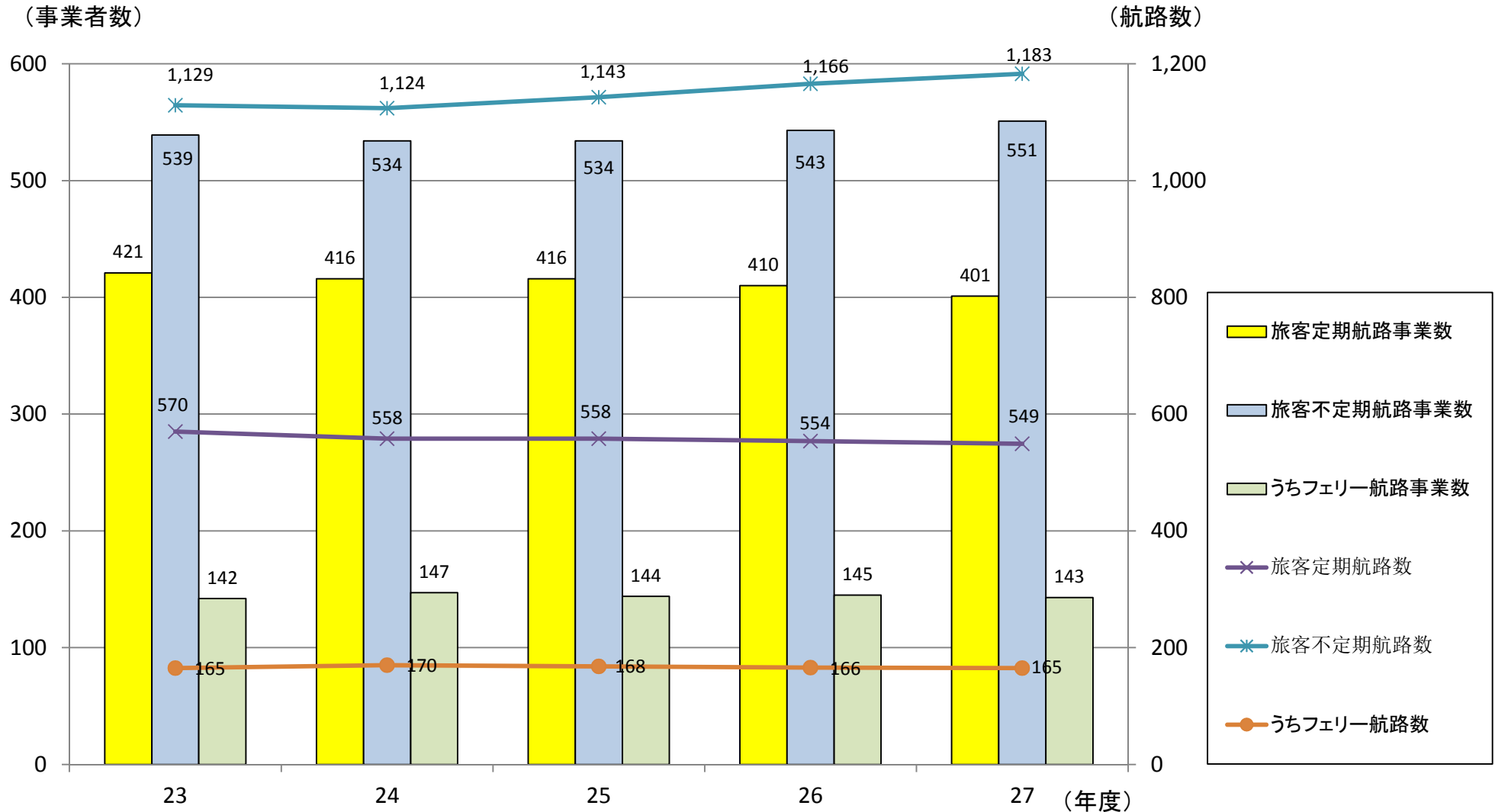
国内旅客輸送業の概要

平成28年8月
海事局内航課

旅客船事業の業種別推移

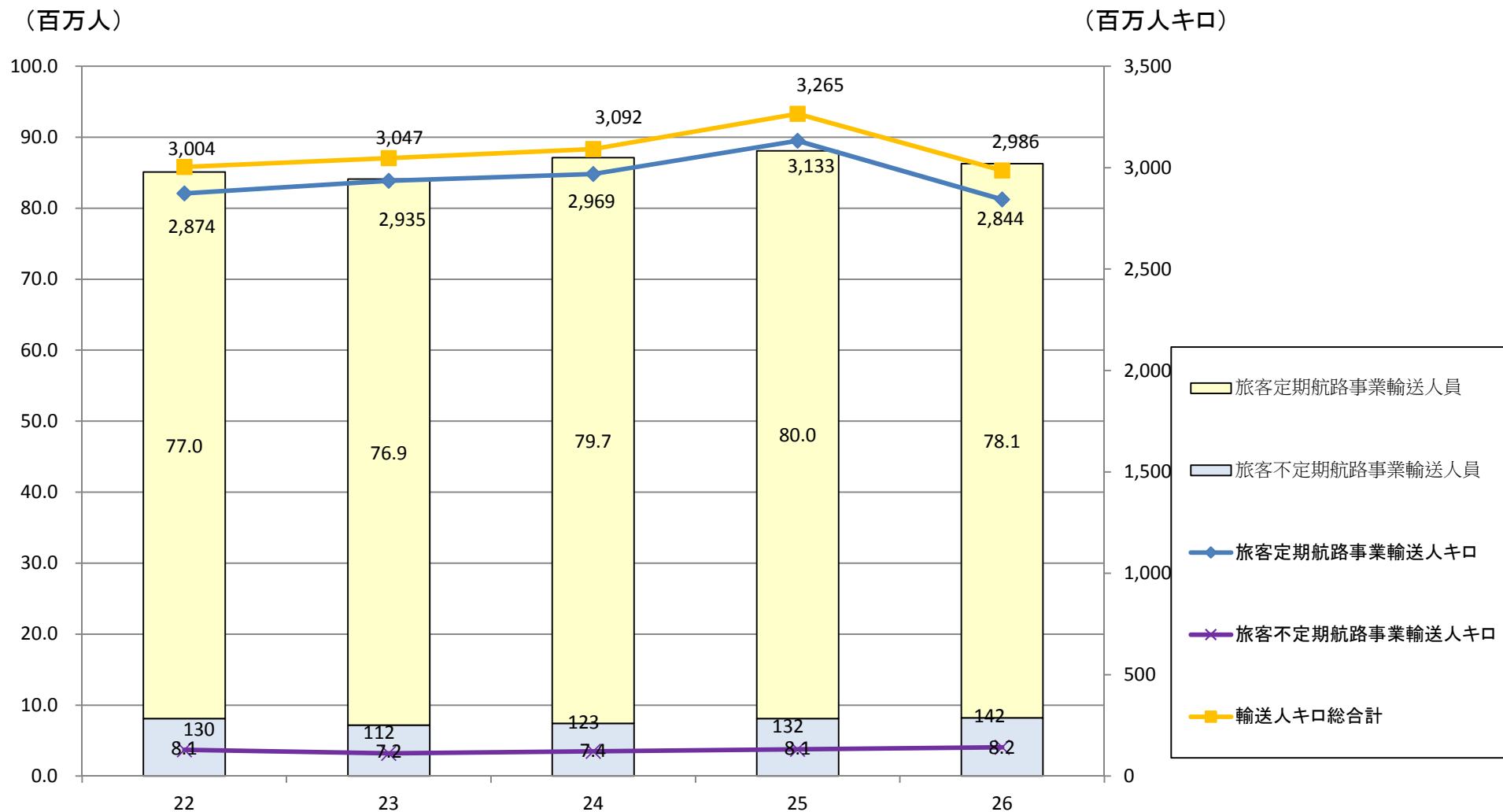
○旅客船事業は、952事業者によって1,732航路が経営されている。

○一般旅客定期航路事業については、航路数が減少している一方、旅客不定期航路事業については、隻数、航路数ともに増加している。フェリー航路事業については、隻数、航路数ともに減少している。



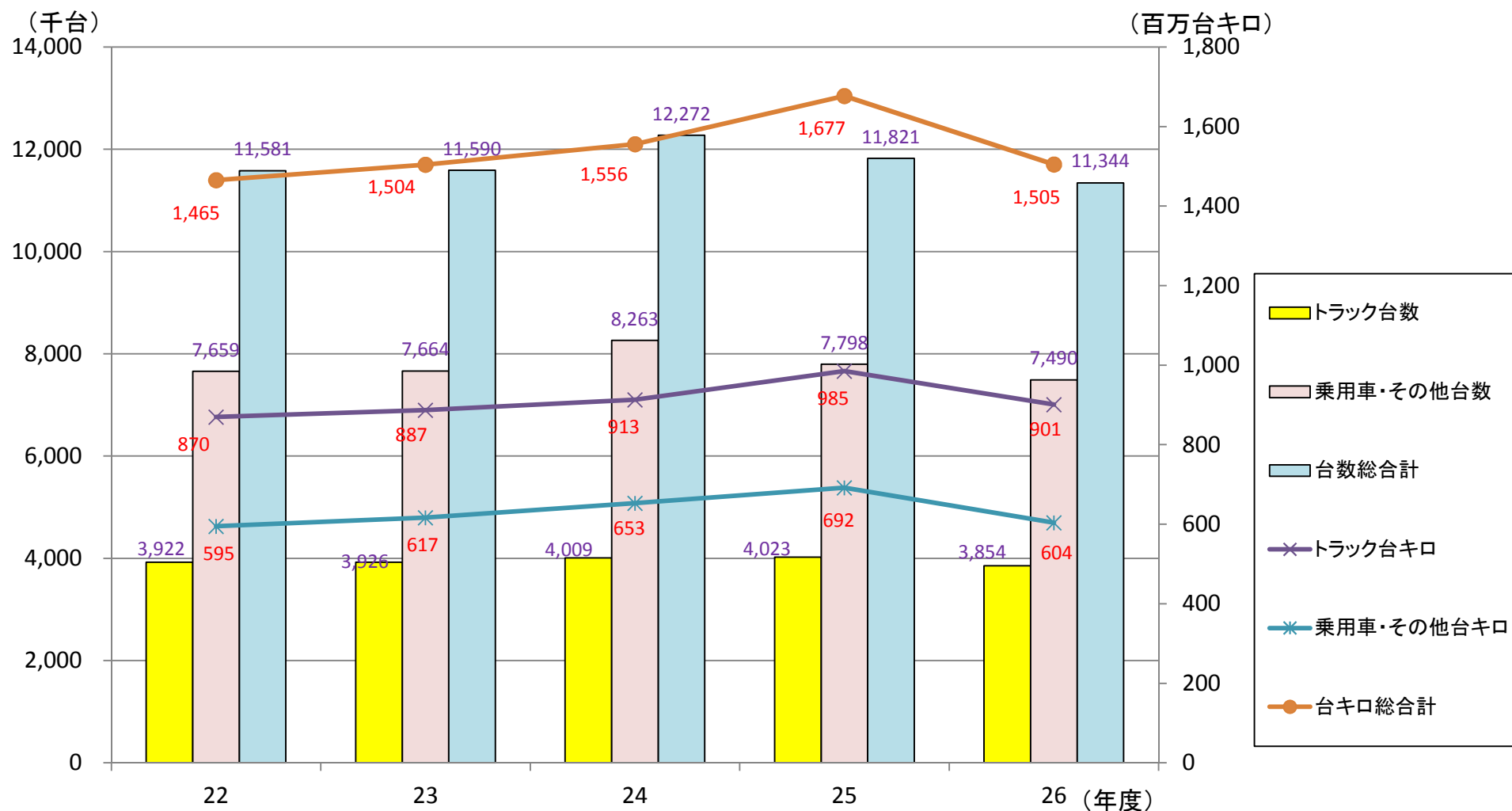
旅客輸送実績

○平成26年度の輸送実績は、輸送人員で8,629万人(対前年度比1.9%減)、輸送人キロで29億8,581万人キロ(対前年度比8.5%減)となった。



自動車航送旅客船事業の業種別推移

○平成26年度の自動車航送実績は、台数でトラックが3,854千台(対前年度比4.2%減)、乗用車・その他が7,490千台(対前年度比3.9%減)となり、台キロではトラックが901百万台キロ(対前年度比8.5%減)、乗用車・その他で604百万台キロ(対前年度比12.7%減)となった。



旅客航路事業の収支状況推移

- 旅客船事業全体の経営状況として、営業収入は約40億円増加している。
 ○営業損益及び経常損益については、ともに2年連続で黒字で経常収支率は101.1%となった。

(単位:百万円、%)

区 分	年度	航路数	営業収入	営業損益	経常損益	経常収支率
一般旅客定期航路事業	22	522	237,267	285	499	100.2
	23	519	237,464	▲ 4,237	▲ 2,646	99.0
	24	515	239,451	▲ 197	303	100.1
	25	509	250,415	2,377	4,670	101.9
	26	497	252,301	2,186	3,013	101.2
特定旅客定期航路事業	22	7	275	▲ 16	▲ 16	94.5
	23	7	297	28	27	110.2
	24	7	298	11	11	104.0
	25	7	309	10	10	103.5
	26	7	308	12	12	104.2
旅客不定期航路事業	22	661	26,706	▲ 2,620	▲ 2,664	91.0
	23	659	19,404	▲ 495	▲ 369	98.2
	24	662	22,488	▲ 665	▲ 469	98.0
	25	658	19,594	593	866	104.5
	26	656	21,733	▲ 340	▲ 98	99.6
計	22	1,190	264,249	▲ 2,354	▲ 2,183	99.2
	23	1,185	257,165	▲ 4,703	▲ 2,987	98.9
	24	1,184	262,237	▲ 851	▲ 155	99.9
	25	1,174	270,317	2,980	5,547	102.0
	26	1,160	274,342	1,858	2,927	101.1

(注) 1. 経営実態調査で報告のあった航路の航路損益を集計したものである。

2. 端数処理のため、末尾の数字が合わない場合がある。

最低賃金適用対象事業者数、船舶数及び船員数

(平成28年4月1日現在)

漁種 局別		海上旅客運送業			
		事業者数	船舶数(隻)	船員数(人)	組織船員数(人)
北海道運輸局	① (H. 28. 4. 1)	9	22	449	444
	② (H. 27. 4. 1)	9	22	464	459
	① - ②	0	0	△ 15	△ 15
東北運輸局	① (H. 28. 4. 1)	1	2	66	66
	② (H. 27. 4. 1)	1	2	61	61
	① - ②	0	0	5	5
関東運輸局	① (H. 28. 4. 1)	14	18	705	685
	② (H. 27. 4. 1)	14	17	713	690
	① - ②	0	1	△ 8	△ 5
北陸信越運輸局	① (H. 28. 4. 1)	4	4	155	149
	② (H. 27. 4. 1)	4	5	180	174
	① - ②	0	△ 1	△ 25	△ 25
中部運輸局	① (H. 28. 4. 1)	3	4	223	223
	② (H. 27. 4. 1)	2	3	211	211
	① - ②	1	1	12	12
近畿運輸局	① (H. 28. 4. 1)	5	14	539	539
	② (H. 27. 4. 1)	5	14	534	534
	① - ②	0	0	5	5
神戸運輸監理部	① (H. 28. 4. 1)	4	9	323	315
	② (H. 27. 4. 1)	4	9	304	296
	① - ②	0	0	19	19
中国運輸局	① (H. 28. 4. 1)	3	4	84	84
	② (H. 27. 4. 1)	3	4	82	82
	① - ②	0	0	2	2
四国運輸局	① (H. 28. 4. 1)	10	17	392	363
	② (H. 27. 4. 1)	10	16	395	360
	① - ②	0	1	△ 3	3
九州運輸局	① (H. 28. 4. 1)	29	55	1,011	925
	② (H. 27. 4. 1)	27	54	984	914
	① - ②	2	1	27	11
沖縄総合事務局	① (H. 28. 4. 1)	3	3	46	46
	② (H. 27. 4. 1)	3	3	31	31
	① - ②	0	0	15	15
計	① (H. 28. 4. 1)	85	152	3,993	3,839
	② (H. 27. 4. 1)	82	149	3,959	3,812
	① - ②	3	3	34	27

海上旅客運送業船員賃金実態調査

【職員】

	年 齢	本 給	計
賃金が最も高かった者	41歳	254,500円	654,000円
賃金が最も低かった者	32歳	196,300円	242,300円
平 均	49.5歳	254,385円	390,149円
人 数	33人		

【部員】

	年 齢	本 給	計
賃金が最も高かった者	45歳	272,000円	439,800円
賃金が最も低かった者	20歳	102,000円	198,000円
平 均	37.3歳	175,678円	261,089円
人 数	27人		

資料説明

- 1 国土交通大臣が決定する海上旅客運送業最低賃金の適用を受ける船舶のうち、未組織船に乗組む船員に対し、平成28年5月に支給された賃金の実態について調査したものである。
- 2 調査は未組織船員を対象に、7隻（職員33人、部員27人）について回収集計した。
- 3 表中の「計」は、本給、家族手当、職務手当、その他恒常的に支払われる手当及び航海日当の合計額である。

海上旅客運送業の最低賃金の改正状況

年度	最低賃金額		
	職員	事務部職員	部員
平成 8 年	234,350円	181,250円	169,450円
平成 9 年	236,950円	183,250円	172,600円
平成 1 0 年	238,050円	184,100円	175,800円
平成 1 1 年	—	—	176,500円
平成 1 2 年	—	—	177,050円
平成 1 3 年	238,300円	184,200円	177,500円
平成 1 8 年	—	—	—
平成 2 5 年	239,250円	185,150円	178,250円
平成 2 6 年	240,250円	186,150円	179,000円
平成 2 7 年	242,050円	187,950円	180,600円

海上旅客運送業に係る労使間協定賃金

1. 職員(事務部職員を除く。)

最賃額 242,050

(単位:円,%)

会社名	職名	基本給(初任額)		乗船手当等	フェリー手当	航海日当	その他	合計	最賃額との差	備考 (航海日当/月)
		標準年齢給	職務給							
A社	航・機士	224,640	1,700		7,600	20,040		253,980	11,930	個別協約 24.00 日
B社	〃	245,080	3,600		4,650	15,100		268,430	26,380	個別協約 20.00 日
C社	〃	188,330	55,700			13,395		257,425	15,375	大型CF 19.00 日
D社	〃	188,330	55,700			14,100		258,130	16,080	大型CF 20.00 日
E社	〃	176,500	55,700			14,100		246,300	4,250	大型CF 20.00 日
F社	〃	220,170	10,000	37,743				267,913	25,863	個別協約 - 日
G社	〃	183,260	55,700			15,510		254,470	12,420	大型CF 22.00 日
H社	〃	174,810	55,700			14,805		245,315	3,265	大型CF 21.00 日
I社	〃	176,500	55,700			14,805		247,005	4,955	大型CF 21.00 日
J社	〃	174,810	55,700			12,690	12,240	255,440	13,390	大型CF 18.00 日
K社	〃	242,350		24,240		13,400		279,990	37,940	中四旅客 20.00 日
L社	〃	242,350		24,235		8,400		274,985	32,935	中四旅客 20.00 日
M社	〃	174,810	55,700			14,100		244,610	2,560	大型CF 20.00 日
N社	〃	220,630		800	6,517	15,202		243,149	1,099	個別協約 21.56 日
O社	〃	249,850	3,740	62,470				316,060	74,010	個別協約 - 日
P社	〃	235,860	2,500	9,720		3,000	37,210	288,290	46,240	個別協約 20.00 日
Q社	〃	244,220	1,700			19,090	6,050	271,060	29,010	個別協約 23.00 日
R社	〃	254,070	3,610	7,000	25,000	14,805		304,485	62,435	個別協約 21.00 日
S社	〃	227,810	8,000	5,500	3,500	2,500		247,310	5,260	個別協約 - 日

2. 事務部職員

最賃額 187,950

(単位：円，%)

会社名	職名	基本給(初任額)		乗船手当等	フェリー手当	航海日当	その他	合計	最賃額との差	備考 (航海日当/月)
		標 齡 給	職 務 給							
A社	事務員(未経験)	168,050	8,760			14,100		190,910	2,960	大型CF 20.00 日
B社	〃	168,050	8,760			14,100		190,910	2,960	大型CF 20.00 日
C社	〃	180,050	8,760			14,100		202,910	14,960	大型CF 20.00 日
D社	〃	225,050		22,510		13,400		260,960	73,010	中四旅客 20.00 日
E社	〃	174,810	8,760			14,100		197,670	9,720	大型CF 20.00 日
F社	〃	238,410	3,580	59,610				301,600	113,650	個別協約 - 日
G社	〃	181,260				16,560	3,800	201,620	13,670	個別協約 23.00 日

3. 部 員

最賃額 180,600

(単位：円，%)

会 社 名	職 名	基 本 給 (初 任 額)		乗 船 手 当 等	フ ェ リ ー 手 当	航 海 日 当	其 他	合 計	最 賃 額 と の 差	備 考 (航海日当/月)
		標 準 給	職 務 給							
A社	部員(未経験)	157,790			8,920	15,240		181,950	1,350	個別協約 24.00 日
B社	〃	165,310			4,350	12,700		182,360	1,760	個別協約 20.00 日
C社	〃	168,050	8,170			12,065		188,285	7,685	大型CF 19.00 日
D社	〃	168,050	8,170			12,700		188,920	8,320	大型CF 20.00 日
E社	〃	168,050	8,170			12,700		188,920	8,320	大型CF 20.00 日
F社	〃	168,270		25,911				194,181	13,581	個別協約 - 日
G社	〃	168,050	8,170			13,970		190,190	9,590	大型CF 22.00 日
H社	〃	174,810	8,170			13,335		196,315	15,715	大型CF 21.00 日
I社	〃	168,050	8,170			13,335		189,555	8,955	大型CF 21.00 日
J社	〃	168,050	8,170			11,430	12,240	199,890	19,290	大型CF 18.00 日
K社	〃	168,350		16,840		10,300		195,490	14,890	中四旅客 20.00 日
L社	〃	168,350		16,835		5,800		190,985	10,385	中四旅客 20.00 日
M社	〃	168,050	8,170			12,700		188,920	8,320	大型CF 20.00 日
N社	〃	167,150		800	4,439	13,692		186,081	5,481	個別協約 21.56 日
O社	〃	168,040	3,410	42,010				213,460	32,860	個別協約 - 日
P社	〃	168,330		8,100		2,000	29,328	207,758	27,158	個別協約 20.00 日
Q社	〃	181,260				16,560	3,800	201,620	21,020	個別協約 23.00 日
R社	〃	168,350	3,290	2,000	25,000	13,335		211,975	31,375	個別協約 21.00 日
S社	〃	163,100	6,000	5,500	3,500	2,500		180,600	0	個別協約 - 日

最低賃金の改正に係る参考資料

海上旅客運送業最低賃金決定状況（地方運輸局長等関係）

（単位：円）

区 分	決 定 公 示 年 月 日	職 員	部 員
北海道	H28.3.22	240,550	179,300
東北	H28.3.9	240,000	178,250
関 東	H28.2.22	242,050	180,600
北陸信越	H28.3.22	240,300	173,700
中 部	H28.3.24	241,500	178,850
近 畿	H28.1.26	241,300	179,850
神 戸	H28.2.9	241,400	179,600
中 国	H28.2.22	240,480	171,910
四 国	H28.3.1	240,430	171,870
九 州	H28.2.22	240,100	172,110
沖 縄	H28.2.22	242,050	180,600

費目別、世帯人員別標準生計費(平成28年4月)

単位:円

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	25,120	37,110	47,320	57,520	67,720
	(27,800)	(34,050)	(45,800)	(57,550)	(69,300)
	-2,680	3,060	1,520	-30	-1,580
住居関係費	45,890	50,570	46,160	41,760	37,360
	(43,190)	(58,260)	(50,360)	(42,460)	(34,560)
	2,700	-7,690	-4,200	-700	2,800
被服・履物費	2,740	6,550	8,050	9,550	11,060
	(4,740)	(5,950)	(7,830)	(9,700)	(11,580)
	-2,000	600	220	-150	-520
雑費Ⅰ	33,350	45,190	63,860	82,550	101,230
	(27,370)	(36,890)	(56,030)	(75,190)	(94,340)
	5,980	8,300	7,830	7,360	6,890
雑費Ⅱ	8,430	31,100	31,080	31,060	31,050
	(11,620)	(23,740)	(27,100)	(30,450)	(33,800)
	-3,190	7,360	3,980	610	-2,750
計	115,530	170,520	196,470	222,440	248,420
前年	114,720	158,890	187,120	215,350	243,580
対前年増減	810	11,630	9,350	7,090	4,840
対前年比 (前年100)	100.7	107.3	105.0	103.3	102.0

※ 費目欄の()の数字は、前年金額を示す。

※ 費目欄の下段は、対前年との差額を示す。

※ 各費目の構成項目

食料費 食料

住居関係費 住居、光熱・水道、家具、家事用品

被服・履物費 被服及び履物

雑費Ⅰ 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金)

資料出所:「平成27年人事院勧告(参考資料)」、「平成28年人事院報告(参考資料)」

消費者物価指数（10大費目）

年平均	総合	食料	住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	諸雑費
ウエイト	10000	2525	2122	704	345	405	428	1421	334	1145	569
指数・22年100	22年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	23年	99.7	99.6	99.8	103.3	94.4	99.7	99.3	101.2	97.9	96.0
	24年	99.7	99.7	99.5	107.3	91.7	99.7	98.5	101.5	98.2	94.5
	25年	100.0	99.6	99.1	112.3	89.7	100.1	98.0	102.9	98.8	93.6
	26年	102.8	103.4	99.1	119.3	93.1	102.2	99.0	105.6	100.6	97.0
	27年	103.6	106.6	99.1	116.2	94.5	104.5	99.9	103.6	102.3	98.9
対前年比・%	22年	△ 0.7	△ 0.3	△ 0.4	△ 0.2	△ 4.6	△ 1.2	△ 0.5	1.0	△ 9.6	△ 1.7
	23年	△ 0.3	△ 0.4	△ 0.2	3.3	△ 5.6	△ 0.3	△ 0.7	1.2	△ 2.1	△ 4.0
	24年	0.0	0.1	△ 0.3	3.9	△ 2.9	0.0	△ 0.8	0.3	0.3	△ 1.6
	25年	0.4	△ 0.1	△ 0.4	4.6	△ 2.2	0.3	△ 0.6	1.4	0.5	△ 1.0
	26年	2.7	3.8	0.0	6.2	3.8	2.2	1.0	2.6	1.9	3.7
	27年	0.8	3.1	0.0	△ 2.6	1.5	2.2	0.9	△ 1.9	1.6	1.9
月別指数・22年100	27年1月	103.1	105.9	99.1	119.2	93.3	100.4	99.3	103.7	101.2	96.3
	2月	102.9	105.5	99.1	118.9	93.3	100.1	99.2	102.8	101.3	96.8
	3月	103.3	105.5	99.1	119.7	93.8	103.1	99.3	103.7	101.5	97.7
	4月	103.7	106.6	99.1	119.4	95.1	105.5	99.9	103.6	102.6	97.5
	5月	104.0	107.2	99.1	119.6	95.2	105.4	100.1	103.9	102.6	98.1
	6月	103.8	106.3	99.1	118.1	95.0	105.2	100.2	104.2	102.6	98.5
	7月	103.7	106.2	99.1	116.0	94.8	102.4	100.3	104.7	102.5	99.6
	8月	103.9	107.1	99.1	114.4	94.5	101.0	100.2	104.4	102.5	101.3
	9月	103.9	107.8	99.1	112.6	94.6	107.1	100.1	103.4	102.6	100.4
	10月	103.9	107.5	99.1	112.3	95.0	107.7	100.0	103.1	102.6	100.6
	11月	103.5	106.3	99.1	112.3	94.8	108.4	99.9	103.0	102.6	100.1
	12月	103.5	106.7	99.1	112.1	94.8	107.6	99.9	102.4	102.6	99.9
	28年1月	103.0	107.7	99.0	111.2	94.2	102.1	99.9	101.3	102.7	98.1
	2月	103.2	108.4	99.0	110.2	93.9	102.6	99.8	100.7	103.2	99.0
	3月	103.3	108.3	99.0	109.5	94.0	105.3	100.1	100.6	103.2	99.3
	4月	103.4	107.9	99.1	108.6	95.2	107.9	100.5	101.0	104.0	99.5
	5月	103.6	108.1	99.0	108.9	95.5	107.8	100.6	101.1	104.0	100.1
	6月	103.3	107.5	99.0	107.8	95.0	107.3	100.8	101.7	104.0	99.5

資料出所：総務省統計局「平成22年基準 消費者物価指数(全国)」

決定方式、産業別最低賃金の決定件数、適用使用者数及び適用労働者数

1. 決定方式別の最低賃金決定件数及び適用労働者数

(28.3末現在)

決定方式	決定件数	適用労働者数(百人)	
最低賃金審議会の調査審議に基づく最低賃金(法第16条)	282	—	
(1) 地域別最低賃金	47	—	
(2) 産業別最低賃金	235	31,627	
イ 新産業別最低賃金	232	31,593	下記2-1
① 厚生労働大臣決定分	0	0	
② 都道府県労働局長決定分	232	31,593	
ロ 従来の産業別最低賃金	3	34	下記2-2
① 厚生労働大臣決定分	1	4	
② 都道府県労働局長決定分	2	30	

2. 産業別最低賃金の決定件数、適用使用者数及び適用労働者数

2-1 新産業別最低賃金

(28.3末現在)

業種	決定件数	適用使用者数(百人)	適用労働者数(百人)
製 食料品・飲料製造業関係	7	4	157
織維工業関係	5	10	150
木材・木製品製造業関係	1	1	9
パルプ・紙・紙加工品製造業関係	2	1	92
印刷・同関連産業関係	2	10	115
塗料製造業関係	4	1	56
ゴム製品製造業関係	1	1	57
窯業・土石製品製造業関係	4	4	117
鉄鋼業関係	22	36	1,455
非鉄金属製造業関係	9	11	439
金属製品製造業関係	4	9	118
一般機械器具製造業関係	26	250	5,114
精密機械器具製造業関係	7	9	210
電気機械器具製造業関係	46	256	10,215
輸送用機械器具製造業関係	33	154	8,278
小計	173	757	26,582
非製造業			
新聞・出版業関係	2	22	382
各種商品小売業関係	31	18	2,610
自動車小売業関係	24	208	1,970
自動車整備業関係	1	10	35
道路貨物運送業関係	1	3	14
小計	59	261	5,011
合計	232	1,018	31,593

2-2 従来の産業別最低賃金

(28.3末現在)

業種	決定件数	適用使用者数(百人)	適用労働者数(百人)
木材・木製品・家具・装備品製造業関係	1	5	26
道路貨物運送業関係	1	1	4
全国非金属鉱業(厚生労働省大臣決定)関係	1	1	4
合計	3	7	34

注：適用使用者数及び適用労働者数は、事業所・企業統計調査等の結果に基づき推計した適用労働者数である。

資料出所：「平成28年度版最低賃金決定要覧（労働調査会出版局編）」

地域別・産業別最低賃金の全国加重平均額

単位：円（件数）

事 項 別		年 度		
		27年度	26年度	
地 域 別 最 低 賃 金		798 (47)	780 (47)	
対前年度上昇率 (%)		2.31	2.09	
産 業 別 最 低 賃 金	新 産 業 別 最 低 賃 金	食料品・飲料製造業関係	755 (7)	750 (7)
		繊維工業関係	749 (5)	741 (5)
		木材・木製品・家具・装備品製造業関係	810 (1)	798 (1)
		パルプ・紙・紙加工品製造業関係	798 (2)	784 (2)
		印刷・同関連産業関係	758 (2)	758 (2)
		塗料製造業関係	896 (4)	886 (4)
		ゴム製品製造業関係	833 (1)	819 (1)
		窯業・土石製品製造業関係	825 (4)	788 (4)
		鉄鋼業関係	874 (22)	860 (22)
		非鉄金属製造業関係	828 (9)	835 (8)
		金属製品製造業関係	848 (4)	803 (5)
		一般機械器具製造業関係	851 (26)	839 (26)
		精密機械器具製造業関係	837 (7)	823 (7)
		電気機械器具製造業関係	826 (46)	814 (46)
		輸送用機械器具製造業関係	866 (33)	853 (33)
	小 計		845 (173)	833 (173)
	非 製 造 業 最 低 賃 金	新聞・出版業関係	855 (2)	855 (2)
		各種商品小売業関係	792 (31)	782 (31)
		自動車小売業関係	835 (24)	820 (24)
		自動車整備業関係	786 (1)	772 (1)
		道路貨物運送業関係	910 (1)	910 (1)
		小 計		814 (59)
	合 計		840 (232)	828 (232)
対前年度上昇率 (%)		1.45	1.60	
従 来 の 産 業 別 最 低 賃 金		804 (2)	804 (2)	
総 合 計		840 (234)	828 (234)	
全国を適用地域として決定されている新産業別最低賃金 (厚生労働大臣決定)		(0)	(0)	
全国を適用地域として決定されている従来の産業別最低賃金 (厚生労働大臣決定)		(日 額) 5,772 (1)	(日 額) 5,772 (1)	

注1： 本表の金額は、当該年度末現在において効力を有する地域別最低賃金と産業別最低賃金の適用労働者数による全国加重平均額（全国を適用地域として決定されている従来の産業別最低賃金(5,772円)は日額。それ以外は時間額）であり、()内は最低賃金の決定件数である。

注2： 複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。

資料出所：「平成28年度版最低賃金決定要覧(労働調査会出版局編)」

地域別最低賃金額改定の目安の推移

単位：円（％）

ランク (注1、2) 年度	Aランク		Bランク		Cランク		Dランク		平均 引上げ率
	引上げ 額	引上げ 率	引上げ 額	引上げ 率	引上げ 額	引上げ 率	引上げ 額	引上げ 率	
平成17年度	3	(0.43)	3	(0.45)	3	(0.47)	2	(0.33)	(0.42)
平成18年度	4	(0.57)	4	(0.60)	3	(0.47)	2	(0.33)	(0.46)
平成19年度	19	(2.69)	14	(2.09)	9 ～ 10	(1.39) ～ (1.54)	6 ～ 7	(0.98) ～ (1.14)	(1.62)
平成20年度	15	(2.07)	11	(1.61)	10	(1.52)	7	(1.13)	(1.48)
平成21年度	最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、答申において示された乖離額の解消に関する考え方により算出される金額 その他の地域については、現行水準の維持を基本として引上げ額の目安は示さないことが適当								
平成22年度	原則として下記「1.」の金額 最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. A～Dランクですべて10円 2. 答申において示された、乖離額の解消に関する考え方により算出された金額								
平成23年度	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Aランク4円、B～Dランク1円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額								
平成24年度	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Aランク5円、B～Dランク4円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額								
平成25年度	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Aランク19円、Bランク12円、C・Dランク10円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額								
平成26年度	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Aランク19円、Bランク15円、Cランク14円、Dランク13円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額								
平成27年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク19円、Bランク18円、C・Dランク16円								
平成28年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク25円、Bランク24円、Cランク22円、Dランク21円								

- (注) 1. 各ランクごとの引上げ額(改定の目安)は、最低賃金(時間額)に対する金額である。
 2. A～Dのランクは、各都道府県の経済実態に基づき区分されたもの。
 3. 平成26年度の最低賃金額の改定の結果、最低賃金が生活保護水準を下回る地域は解消された。

地域別最低賃金額一覧

目安が適用されるランク		26年度最低賃金額		対前年度増減額	27年度最低賃金額		対前年度増減額
		時間額	発効年月日		時間額	発効年月日	
全国加重平均額		780	—	16	798	—	18
A	東京	888	26.10.1	19	907	27.10.1	19
	神奈川	887	26.10.1	19	905	27.10.18	18
	大阪	838	26.10.5	19	858	27.10.1	20
	愛知	800	26.10.1	20	820	27.10.1	20
	千葉	798	26.10.1	21	817	27.10.1	19
B	埼玉	802	26.10.1	17	820	27.10.1	18
	京都	789	26.10.22	19	807	27.10.7	18
	兵庫	776	26.10.1	15	794	27.10.1	18
	静岡	765	26.10.6	16	783	27.10.3	18
	三重	753	26.10.1	16	771	27.10.1	18
	広島	750	26.10.1	17	769	27.10.1	19
	滋賀	746	26.10.9	16	764	27.10.8	18
	栃木	733	26.10.1	15	751	27.10.1	18
	長野	728	26.10.1	15	746	27.10.1	18
	茨城	729	26.10.1	16	747	27.10.4	18
富山	728	26.10.1	16	746	27.10.1	18	
C	岐阜	738	26.10.1	14	754	27.10.1	16
	北海道	748	26.10.8	14	764	27.10.8	16
	福岡	727	26.10.1	15	743	27.10.4	16
	奈良	724	26.10.3	14	740	27.10.7	16
	群馬	721	26.10.5	14	737	27.10.8	16
	山梨	721	26.10.1	15	737	27.10.1	16
	石川	718	26.10.5	14	735	27.10.1	17
	和歌山	715	26.10.17	14	731	27.10.2	16
	岡山	719	26.10.5	16	735	27.10.2	16
	福井	716	26.10.4	15	732	27.10.1	16
	山口	715	26.10.1	14	731	27.10.1	16
	新潟	715	26.10.4	14	731	26.10.3	16
宮城	710	26.10.16	14	726	27.10.3	16	
香川	702	26.10.1	16	719	27.10.1	17	
D	福島	689	26.10.4	14	705	27.10.3	16
	青森	679	26.10.24	14	695	27.10.18	16
	秋田	679	26.10.5	14	695	27.10.7	16
	山形	680	26.10.17	15	696	27.10.16	16
	徳島	679	26.10.1	13	695	27.10.4	16
	愛媛	680	26.10.12	14	696	27.10.3	16
	熊本	677	26.10.1	13	694	27.10.17	17
	大分	677	26.10.4	13	694	27.10.17	17
	鹿児島	678	26.10.19	13	694	27.10.8	16
	鳥取	677	26.10.8	13	693	27.10.4	16
	島根	679	26.10.5	15	696	27.10.4	17
	佐賀	678	16.10.4	14	694	27.10.4	16
	長崎	677	26.10.1	13	694	27.10.7	17
	宮崎	677	26.10.16	13	693	27.10.16	16
	岩手	678	26.10.4	13	695	27.10.16	17
高知	677	26.10.26	13	693	27.10.18	16	
沖縄	677	26.10.24	13	693	27.10.9	16	

資料出所：「平成28年度版最低賃金決定要覧（労働調査会出版局編）」

給与勧告の実施状況等

年度	人事院勧告			勧告の実施状況 (国会決定)	経済社会事情		
	勧告月日	内容 (ベア率)	実施時期		経済成長率 (GDP)	消費者物価 (年平均)	春闘賃上率
16	8月6日	なし	---	---	0.2	0.0	1.67
17	8月15日	△ 0.36	給与法公布日の翌月	勧告どおり	0.5	△ 0.3	1.71
18	8月8日	なし	---	---	0.7	0.3	1.79
19	8月8日	0.35	4月1日	勧告どおり (指定職は見送り)	0.8	0.0	1.87
20	8月8日	なし	---	---	△ 4.6	1.4	1.99
21	8月11日	△ 0.22	給与法公布日の翌月	勧告どおり	△ 3.2	△ 1.4	1.83
22	8月10日	△ 0.19	給与法公布日の翌月	勧告どおり	1.4	△ 0.7	1.82
23	9月30日	△ 0.23	給与法公布日の翌月	勧告どおり	△ 1.3	△ 0.3	1.83
24	8月8日	なし	※	---	0.0	0.0	1.78
25	勧告なし	---	※	---	1.7	0.4	1.80
26	8月7日	0.27	4月1日	勧告どおり	1.5	2.7	2.19
27	8月6日	0.36	4月1日	勧告どおり	2.2	0.8	2.38
28	8月8日	0.17	4月1日	—	—	—	2.14

(資料出所) 1. 内閣府(経済成長率(GDP)、名目、対前年比)

2. 総務省統計局(消費者物価指数、対前年比)

3. 厚生労働省(「民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況」、春闘賃上げ率=定昇込み)

※: 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づき、平成24年4月から給与減額支給措置を実施(平成26年3月まで)